

令和7年度茨城地方最低賃金審議会
第1回茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和7年12月15日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年12月15日（月）午前9時から

場所 水戸労働基準監督署 会議室

出席者 公益代表委員 清山 玲
野村 貴広
文堂 弘之

労働者代表委員 浅田 昌秀
生井澤 律子
山田 誠

使用者代表委員 澤畑 英史
牧野 智治
築瀬 剛

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度茨城地方最低賃金審議会第1回鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、全委員が出席しておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、傍聴人はおりません。本日は、第1回目の特定最低賃金専門部会になりますので、審議に入る前に、労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

改めまして、おはようございます。この度は、皆様ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より最低賃金行政の円滑な運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用される地域別最低賃金のほかに4つの産業別の特定最低賃金があります。今年度におきましても、各種商品小売業以外の鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業の3つの産業について申出があり、金額改定の必要性について、労使でしっかりとご議論いただいた結果として必要性ありとなり、それぞれの専門部会におきまして金額審議をお願いすることになりました。

本日は、鉄鋼業の第1回目の専門部会となりますが、議題としまして、部会長、部会長代理の選出、運営規程の決定、開催日程の決定など全般的な事項についてご審議いただき、その後、時間の許す範囲内で具体的な金額審議に入っていただけだと思います。

皆様ご存じのとおり、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金につきましては、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最

低賃金審議会の意見を聞いて決定できるという形式になっております。したがって、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。短い期間での審議となりますが、必要性審議の際と同様、労使によって十分に意思疎通を図っていただきまして、是非、全会一致での議決となりますよう、ご配慮をお願いしたいと思っております。

簡単ではございますが、私からは以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐

続きまして、本日ご出席いただきました委員の皆様を紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、委員名簿が資料ナンバー1、1ページにございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から、名簿順にご紹介いたします。清山委員です。野村委員です。文堂委員です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介します。浅田委員です。生井澤委員です。山田委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介します。澤畑委員です。牧野委員です。築瀬委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の黒羽です。賃金係の佐藤です。私は、室長補佐の猪狩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（1）の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選いただきましたので、ご報告させていただきます。

部会長に清山委員、部会長代理に野村委員の名前が挙がっておりますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

補佐 異議なしということですので、報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきまして、清山部会長にお願いいたします。

部会長 おはようございます。朝早くからありがとうございます。今年度、初めてこの時期に特定最低賃金の審議をすることになりました。ご存じのとおり、必要性審議の方でちょっと時間がかかってしまいましたので、この年末のお忙しい時期に開催することになってしまったのですけれども、できるだけ良い審議をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。円滑な議事進行にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、第1回鉄鋼業最低賃金専門部会を進めます。事務局から、茨城県最低賃金の周知広報について説明がございました。よろしく申し上げます。

室長 まず、特定専門部会の開催につきまして、日程調整にご尽力いただき、ありがとうございました。すんなりと決められましたので感謝しております。

私の方から、改正された茨城県最低賃金の周知等について説明させていただきます。

既にご存じかと思いますが、茨城県最低賃金につきましては、69円引上げの時間額1,074円に改定され、10月12日日曜日から効力発生となっております。茨城県最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めて、御礼申し上げます。

主な、周知広報をご紹介いたしますと、9月19日に茨城

働き方改革推進支援センターのセンター長と茨城県社会保険労務士会の会長に面談し、最低賃金引上げと業務改善助成金などの周知等の取組に関する要請を行っております。その他、最低賃金の引上げ、賃上げ支援策等に関する周知広報につきましては、その一環として、9月には茨城労働局版リーフレットを用いて、10月上旬からは本省版リーフレットを用いて、茨城県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌やホームページ等に改正された最低賃金及び業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの支援策も含めた掲載依頼を行っております。また、令和3年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最低賃金引上げへの対応と合わせ、業務改善助成金のリーフレット及び茨城働き方改革推進支援センターのチラシなどを同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置、2階玄関にデジタルサイネージで広報を行っております。

今年度におきましては、10月29日から11月14日にかけて、労働局、茨城県、茨城県社会保険労務士会、中小企業診断士協会の合同で、賃金引上げ支援策等の説明会を県内5か所で行っております。また、配付した資料の3枚目は、茨城県との連名により作成したリーフレットで、茨城県と協力しながら、12月上旬に各団体へ周知広報の依頼を行っております。

今後も、できる限り、支援策等の周知も含めた最低賃金改正の周知広報に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

部会長

はい、ありがとうございました。ただ今のご説明につき、何かご質問や補足説明等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

部会長

特に、3枚目の茨城県の奨励金とか支援金については、地域別最低賃金の際に使用者側の方から、使いやすく、また、しっかり予算措置したものは執行できるような体制を整えてください、というご意見を反映し、今年度は、昨年度と違って、茨城県でも大分いろいろな試みをされていると聞いています。是非、労使ともに、いろいろな事業者さんに周知いただきまして、使っていただけるようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、議題(2)の専門部会の運営規程(案)につきまして、お諮りいたします。事務局より運営規程(案)の説明をお願いします。

室長

引き続き、私の方から説明させていただきます。今回、今年度の初回の審議となりますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。

本部会は、最低賃金法第25条の規程により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置される専門部会という位置付けになっております。配付資料6ページの資料ナンバー3をご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について説明させていただきます。6ページの中段に記載してあります第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件になっております。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公・労・使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第5条の3項は採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数

の場合は、部会長が決するとなっております。第6条は、専門部会についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められております。この扱いに関しましては、後ほど部会長から説明、報告があります。

続きまして、7ページの資料ナンバー4をご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になっております。運営規程（案）について説明いたしますが、昨年度と変更はありません。第1条の規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則、公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月7日の第一回本審の審議においてご確認いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。以上が規程（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

部会長

ご説明ありがとうございました。専門部会の会議及び議

事録は、原則、公開となっています。しかし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開にできることになっています。

専門部会については、金額審議という点から、他県でもほとんど非公開となっています。茨城県でも、率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議は、7月7日の本審でも審議しましたとおり、第1回専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは、公開。その後の金額審議の部分は、非公開とし、議事録についても同様にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

部会長 それでは、議事録の確認につきまして、部会長及び部会長が指名した委員2名がその内容を確認することになっています。議事録の確認は、労働者側委員は生井澤委員、使用者側委員は築瀬委員にお願いすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

使側委員 はい。

労側委員 はい。

部会長 それでは、原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

部会長

なお、附則の施行日ですが、本日からの施行になりますので、令和7年12月15日と入れていただきまして、（案）を削除してください。

それから、運営規程第3条に、会議に出席できないときはその旨を部会長に通知とありますけれども、ここは、先ほどご説明がありましたとおり、事務局に連絡をお願いいたします。

それと、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、11月14日に行われた第八回本審の場で、専門部会において、全会一致で最低賃金額を決定した場合は本審の決定とする、ということに決まりましたので、どうぞよろしくお願ひします。なお、全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場合には、本審で改めて審議していただくこととなります。

続きまして、議題（3）の最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局から説明をお願いします。

係員

それでは、私の方から、最低賃金に関する基礎調査に基づく資料の説明とその他配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、9ページの資料ナンバー5をご覧ください。こちらは、平成26年以降の茨城県最低賃金と特定最低賃金の推移一覧となっております。茨城県で特定最低賃金が定められている業種は4業種ありますが、各種商品小売業につきましては、令和4年以降改正の申出がありませんでしたので、それ以降の特定最低賃金に関する資料については、各種商品小売業を除く3業種についてのみ作成しております。

続いて、1枚めくっていただいて10ページをご覧ください

い。こちらの10ページから19ページにかけての資料ナンバー6は、本年6月に実施しました最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものです。基礎調査とは、統計法に基づく一般統計調査であり、労働者の賃金の実態等を把握するため、その年の6月分の支払見込の賃金額について、県内の事業場に対して調査を行い、その集計結果を最低賃金審議会の資料としております。調査の概要等は、最初の10ページに記載しております。対象となる事業場は、日本標準産業分類に基づいた産業別に、経済センサスに登録されている事業場から無作為に抽出しております。製造業につきましては、労働者100人未満の事業場が選定対象となっております。また、回答結果を集計する際には、調査票から得られた有効回答労働者数を経済センサスの母集団の労働者数まで復元しております。そのため、各資料の数値につきましては、労働者数の復元により得られた推測値となっております。集計結果は、総括表としてまとめておりましたので、本資料の14ページに記載しておりますのでご覧ください。こちらの総括表には、事業場の規模別、労働者の年齢別等で労働者数の集計結果がまとめられております。こちらの各枠の上段が、その賃金階級以下の累積の労働者数、括弧で表示されております下段が、累積の構成比となっております。現行の鉄鋼業の最低賃金については、黄色のマーカーを引いておりますが、1,098円未満の労働者の合計は、全体の6.3%ということになります。こちらの数値を未満率と言っております。少し戻りまして、11ページの最低賃金の引上額と影響率の関係表ですが、14ページの総括表の内容を基に、引上後の時間額を下回る労働者の割合を影響率として表示しております。13ページの資料につきましては、平成26年以降の鉄鋼業の規模別第1・10分位数及び未満率の推移で、こちらも総括表を基に作成しているものです。少し飛びまして、18ページから19ページの資料につ

きましては、特定最低賃金3業種の分位数や未満率等について、まとめた結果となっております。こちらに記載されております県最賃適用産業計には、4業種の特定最低賃金の適用労働者の数値は含まれておりません。基礎調査に関する資料の説明は以上です。

続いて、その他の資料について確認いたします。まず、20ページの資料ナンバー7と23ページの資料ナンバー8については、日本銀行水戸事務所が発表した企業短期経済観測調査結果と茨城県金融経済概況となっております。32ページの資料ナンバー9は、茨城労働局が11月28日に発表した令和7年10月分の県内の雇用情勢の概況となっております。少し飛びまして、48ページと49ページの資料ナンバー10と11は、当賃金室で作成いたしました茨城県各種指標と全国各種指標を一覧にしたものです。50ページからの資料ナンバー12は、厚生労働省が8月1日に発表した令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況です。最後に、資料とは別に皆様のお手元に他局の結審状況の一覧として、令和7年度特定最低賃金の改正状況一覧をお配りしております。こちらは、令和7年12月11日確認時点の内容となっております。私からの説明は以上となります。

部会長

ありがとうございました。ただ今の資料の説明について、何かご意見・ご質問等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

部会長

実は、鉄鋼業が一番業態の中で基礎調査のカバー率が低いのですね。機械器具製造業等や電気・精密機械器具等製造業というのは、少人数の小規模事業者がたくさんあるのですけれども、鉄鋼業はいつものことですが、100人未満の事業者の労働者というのは全体の中で小さくなっていて、

日本製鉄さんの系列企業の中でも、全部外れてしまう。日本製鉄さん自体はもちろんそうですけれども、鉄鋼業事業者というのは、他産業に比べて大規模なところが多いので、影響率というのが、最低賃金をちょっと上げたからといって実際にそこで働く方たちの1割近くの人たちに及ぶというものではないということは、一応補足させていただきます。

それでは、続きまして、議題（４）の専門部会の日程調整につきまして、事務局から説明させていただきます。

室 長

説明させていただきます。専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

当部会の開催につきましては、第２回は、12月22日月曜日の午前10時30分から、第３回は、12月24日水曜日の午後2時30分からを予定しております。

本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、1月16日金曜日午後4時から第十回本審の開催を予定させていただいております。その後、関係労使からの異議の申出を想定し、2月3日火曜日午前10時から第十一回本審の開催を予定しておりますので、日程の確保につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

現状の開催予定で、全会一致による結審を切にお願い申し上げます。以上です。

部会長

それでは、日程につきまして、事務局から説明があったとおりでよろしいでしょうか。

委 員

（異議なしの声）

部会長

ありがとうございます。例年、各専門部会は、3回程度の審議でまとめておりますので、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。なお、日程調整の結果、第十回本審を1月16日の午後4時から予定しております。

本日は、第1回目の専門部会ということで、今後の金額審議にあたりまして、労使双方から、金額提示の基本的な考え方について述べていただきます。まずは、労働者側代表委員からお願いします。

労側委員

私の方から、特定最低賃金の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方について述べさせていただきたいと思えます。

基本的には、大きく3点申し上げたいと思えます。

まず1点目は、労働条件の向上でございます。これは、当たり前のこととなりますが、労働条件の向上こそが最低賃金制度全体の目的と認識をしています。ですが、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっているのが実態ということがありますので、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えています。

2点目となりますが、公正競争の確保という点となります。賃金の不当な切下げや事業間の過当競争を防止しながら、公正競争を確保するというのも、最低賃金制度全体の目的と考えています。しかしながら、こちらにも、賃金実態がやはり産業ごとに大きく異なっているため、地域別の最低賃金のみでは、これを確保できない産業が存在しております。よって、地域別最低賃金を上回る水準の特定最低賃金を設定することで、より高いレベルでの公正競争を確保することができ、さらに経済の健全な発展に寄与するものと考えております。また、今後の労働力人口の減少化に

においても、魅力ある産業としての賃金水準を労使のイニシアティブで決定していく、という観点も重要であると考えております。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということです。本来、労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものとなっています。しかし、労働組合の組織率が2割を切っている日本においては、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与できないという状況にあります。そういう中での特定最低賃金の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や金額決定がなされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っていると考えています。

以上、3点を基本的な考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。また、特定最低賃金は、基幹的労働者を対象としていることから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者のあるべき水準を目指していきたいと考えています。さらには、今回3つの業種ともに労働協約ケースを取っており、労働者側としては、協約の最低ラインを目指していきたいと考えています。

いずれにしましても、皆様方のご協力をいただきながら、真摯な審議が行われることを期待したいと思います。以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、使用者側代表委員からお願いします。

使側委員

使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。

はじめに、茨城県鉄鋼業の特定最低賃金改定について、使用者側としましては、大幅な引上げには慎重な検討が必要であると考えています。県内鉄鋼関連事業者の特に中小企業は、エネルギー価格・原材料費の高止まり、人材確保

難、受注単価の硬直性など、複合的な経営圧迫要因に直面しています。こうした状況下での急激な賃金上昇は、雇用維持や事業継続に深刻な影響を及ぼす可能性が高いです。

次に、鉄鋼業の経営環境についてですが、先ほど申し上げましたが、原材料・エネルギーコストの高止まりに関し、鉄鋼原料価格は、依然として高水準で推移しております。鉄鉱石とか石炭とかです。仕入価格の転嫁が困難な企業が多く、加えて、電力料金の上昇は、溶解・加工工程を持つ鉄鋼業にとって、特に負担となっています。次に、受注単価の硬直性について述べますと、大手メーカーとの取引構造上、価格転嫁が容易ではなく、賃金上昇分を即時に販売価格へ反映できません。中小企業ほど交渉力が弱く、収益圧迫が長期化する傾向があります。次に、人材確保難と技能継承の課題です。若年層の製造業離れが進み、採用難が深刻化しています。これは皆様もご存じのとおりだと思います。賃金以外の要素で、地域の人口減とか、業務の専門性とか、暑い寒いなどの労働負荷等々、いろいろございます。このような影響もあり、賃金引上げのみでは、人材確保の改善につながりにくいと考えております。

次に、最低賃金引上げがもたらす影響としては、雇用維持への影響です。中小企業では、賃金上昇分を吸収できず、非正規雇用の削減や採用抑制につながる懸念がございます。結果として、地域の雇用機会が縮小し、技能継承にも悪影響を及ぼします。また、事業継続リスクの増大ということで、収益率の低い企業では、固定費増加が直接的な経営危機につながります。特に、鉄鋼加工の下請企業は、賃金上昇が事業撤退の引き金となる可能性があります。それと、地域経済への波及ということで、鉄鋼業は、県内製造業の基盤を支える産業であり、事業縮小は、関連産業へ連鎖的な影響を及ぼします。以上、最低賃金引上げは、もたらす影響が非常に大きいということです。

次に、使用者側の基本的立場を示します。3点あります。

1点目、今年度の特定最低賃金については、小幅な改定にとどめるべきと考えます。2点目、賃金引上げによる負担増が避けられない場合、価格転嫁の実効性確保、中小企業向け支援策の強化、その支援策をしっかりと浸透させ実効性を高めることが不可欠であると考えます。3点目、県内鉄鋼業の雇用維持と技能継承を守るため、急激な賃金上昇ではなく、持続可能な賃金改善の道筋を重視すべきであると考えます。

最後に、鉄鋼業は、茨城県の製造業を支える基盤産業です。しかし、現下の経営環境は極めて厳しく、そういった中での急激な賃金引上げは、企業体力の弱い中小企業に深刻な影響を与えます。使用者側としては、地域産業の持続性と雇用の安定を最優先に、慎重かつ現実的な判断を求めたいと考えております。以上が、使用者側の基本的な考え方でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の労使双方のご意見につきまして、それぞれ何かご意見、ご質問等ございますか。

全委員

(意見・質問等なし)

【以降は、金額調査審議のため『非公開』となります。】